

ID: 5382

担当部署: 総務部 総務課 総務係

処分の概要	保有個人情報の訂正請求に対する訂正・不訂正の決定		
法令名 根拠条項	個人情報の保護に関する法律第93条		
法令番号	平成15年法律第57号		
<p>【基準】 法第92条の規定による。 （保有個人情報の訂正義務） 第92条 行政機関の長等は、訂正請求があった場合において、当該訂正請求に理由があると認めるときは、当該訂正請求に係る保有個人情報の利用目的の達成に必要な範囲内で、当該保有個人情報の訂正をしなければならない。</p>			
標準処理期間	訂正請求があった日から14日以内（名寄市個人情報の保護に関する法律施行条例第8条の規定により読み替える個人情報の保護に関する法律第94条第1項）		
備考			
設定年月日	令和5年7月28日	最終変更年月日	年 月 日